

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 小林昌子

被告 和泉市長

原告第4準備書面

平成31年3月25日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御中

原告 小林洋一



原告 小林昌子



原告らは被告補助参加人準備書面(2)に以下反論する。

1 本件組合に参加している造園業者(以下単に組合員)以外が入札に参加する可能性のあるA等級のH24,25年の入札について

補助参加人らは、組合員以外の訴外森林組合がA等級に登録されていたH24年、H25年のA等級工事は談合が不可能であると主張する。

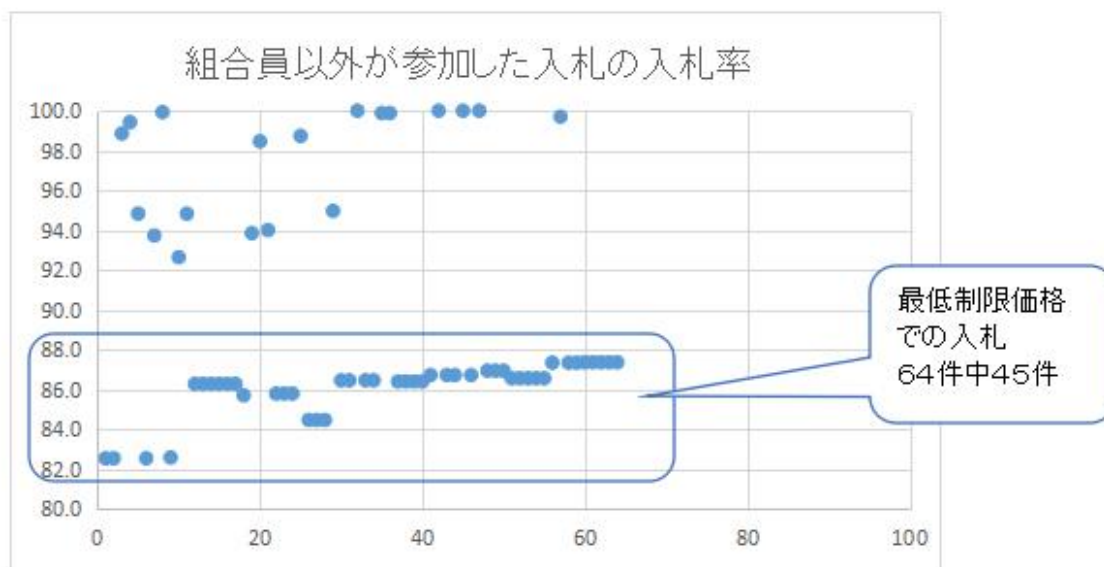
問題は森林組合が入札に参加するか否かをどう判断するかであるが、組合員らが談合して高い入札率で応札し、森林組合が入札に参加し低金額で入札した結果落札できないリスクと、談合を行わないで自由な入札を行った結果森林組合が入札に参加しなかったにもかかわらず低金額でしか落札できないリスクをどう考えるかである。

組合員らはH24年以前の入札結果等から森林組合が入札に参加する可能性を低いと判断し(現実にもH24,25年に11件の入札のチャンスがあったにも関わらず、一度も入札に参加していない)、後者のリスクが大きいと考え談合して入札に参加したものである。

仮に補助参加人らの主張するように、森林組合が入札に参加しその結果自由な競争

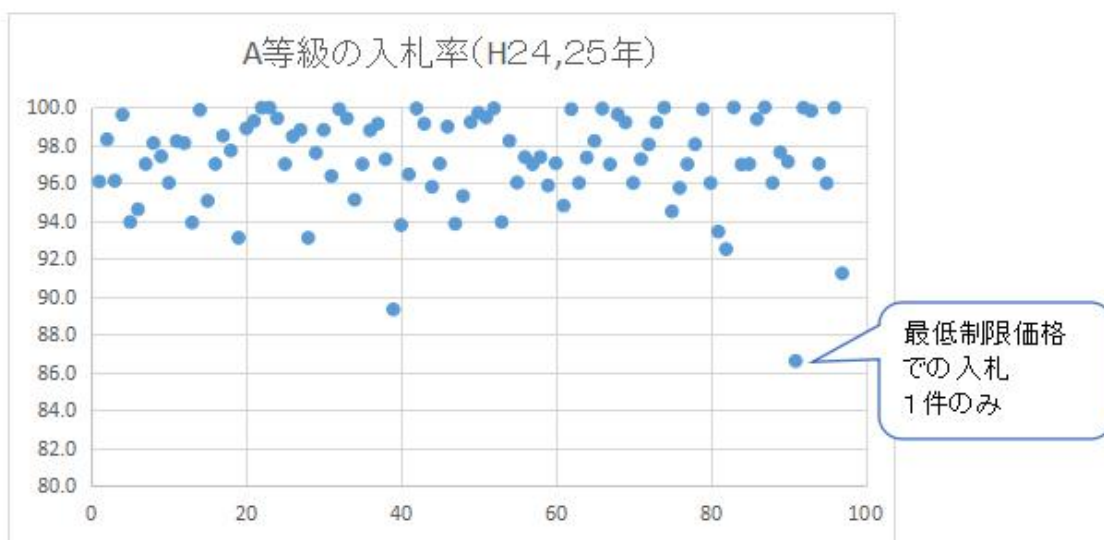
になったとすると、組合員らの入札行動はアウトサイダーが入札に参加した時の入札行動に近づくと考えられる。

造園工事でアウトサイダーが入札に参加した工事は、B 等級の15件であるが(丙 2)、その時の組合員らの入札率(予定価格に対する入札額の比率)を、時系列で表示すると以下のようなになる。



最低制限価格での入札は64件中45件を占めている。

一方問題となっている A 等級の H24,25年の入札は以下のようなになる。(丙 1)

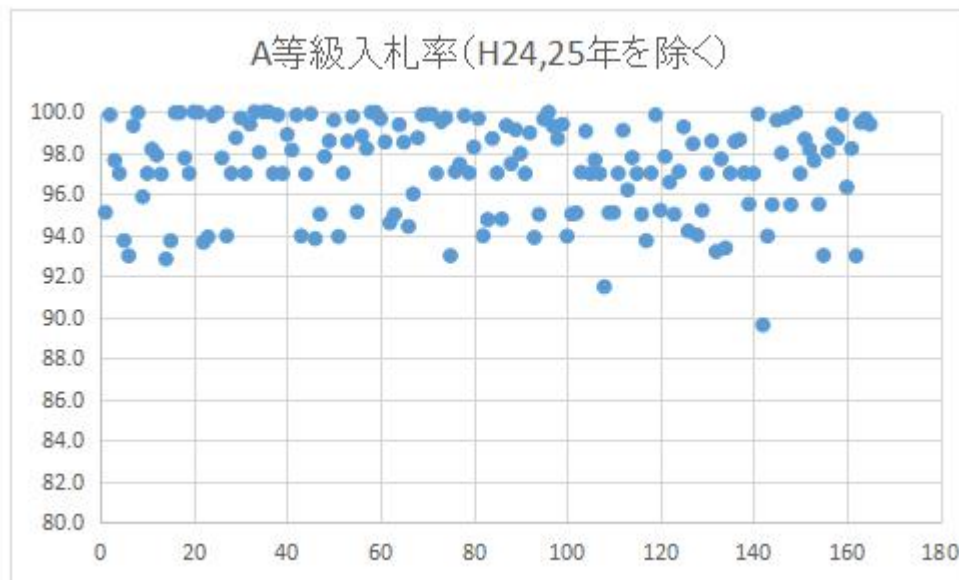


最低制限価格での入札は97件中僅か1件に過ぎなく、入札行動は全く異なる。

即ちA等級のH24, 25年の組合員の入札は、アウトサイダーが入札に参加している時

の入札行動ではない。

更にアウトサイダーが入札に参加していない H24,25 年を除く A 等級の入札率は下記
のようになり、H24,25 年と同じ入札行動である。(丙 1)



以上 H24,25 年の入札行動は、アウトサイダーが入札に参加した時の入札行動とは
全く異なり、逆にアウトサイダーが入札に参加していない H24,25 年以外の入札行動
と同じであり、このことから H24,25 年の入札行動は組合員らが森林組が入札に参加
しないと判断し、従来通り談合して入札に臨んだ事は明らかである。

2 藤井植物園の最低制限価格での入札について

補助参加人らは藤井植物園の低額入札をもって、談合した事実はないと主張するが、
藤井植物園の最低制限価格での落札はA等級工事36件中の二件に過ぎず、これを
もって全体の談合を否定する事にはなりえず、補助参加人らの主張は失当である。

3 最低制限価格での落札と談合の関係について

補助参加人らは、甲 24 号証において「応札者が限定されている入札案件では予定
価格に近い高値落札を招いている」事から、和泉市の造園工事のように応札者が限
定されている入札においては最低制限価格ではなく、予定価格に近い高値で落札さ
れていることは明らかであると主張するが失当である。

上記記述は「一者入札等による高値落札への効果的な対応」とあるように、入札が一者のみの一者入札等応札者が限定され競争性が確保できない入札に関するものであり、本件造園工事の入札は少なくとも5者以上の入札があり上記記述は本件入札には当てはまらない。

以上